

〈資料〉

# 教員養成段階における障害児臨床に関する教育プログラムの実態

渡邊 はるか

(人間学部児童教育学科)

## Current Status of Clinical Programs for Children with Disabilities Implemented at the Teacher Training Stage

Haruka WATANABE

(Department of Childhood Education and Welfare, Faculty of Human Sciences)

本研究では、関東近郊の小学校教諭1種免許状の教職課程を有する51の私立大学における障害児臨床に関する教育プログラムの実態を把握し、本学における今後のカリキュラム検討の資料とすることを目的に調査を行った。2017年12月～2018年2月にかけて、インターネット上で公開されているシラバスやカリキュラムを閲覧し、「実習」「インターンシップ」「臨床」等のキーワードに該当する科目を抽出した。その結果、51大学中6大学にて、13科目が開講されていることを確認した。見学や参観等の観察を主とした科目と実習やインターンシップ等の直接的接触経験を中心とした科目に大別された。正課の科目以外にも、大学附属施設でのボランティアや大学主催のイベント等でも障害児臨床の機会を設けている事例も確認された。また合わせて行った実施大学2校を対象にしたインタビュー調査の結果からは、実践的な力の育成に成果が見られているが、時間や施設の確保など指導・運営上の課題が挙げられた。

キーワード：障害児・者 関わり体験 臨床 教員養成 インタビュー調査

### 1. 研究の背景と目的

近年、インクルーシブ教育システムの構築が推進される中、通常の学級における特別支援教育の充実が大きな課題となっている。平成19年に学校教育法に特別支援教育が位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。障害者の権利に関する条約では、人間の多様性の尊重を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするという目的の下、障害のある者が一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮 (reasonable accommodation) の提供を確保するこ

とを定めている。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2012)は「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」で小学校及び中学校に発達障害の可能性のある児童生徒が約6.5%いることを報告している。また通常の学級に在籍し、通級による指導を受けている児童生徒の数も増加してきている(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課, 2019)。障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築は、現在、学校教育に求められている大きな課題の1つである。しかし通常の学級の教員の多くは、特別支援教育に関する専門的知識や経験を十分に有していない。今後はますます通常の学級の教員にも特別支援教育に関する基礎的な理解と実際に支援する力の育成が求

められる。

このような中、平成29年11月に公布された「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第41号)」では、教育の基礎的理解に関する科目に「特別の支援を必要とする幼児、及び児童生徒に対する理解」が位置づけられ、小学校・中学校・高等学校教諭免許状を取得する学生に対しても1単位以上の修得が求められるようになった。「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する」、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解する」などが目標として掲げられている(教職課程コアカリキュラムの在り方を検討する委員会, 2017)。これからは教員養成段階から、障害理解を深め、具体的な支援の在り方についての学びを充実させていく必要がある。

現在、教職課程においては、平成9年に制定された小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(介護等体験特例法)により、小学校及び中学校の普通免許状の授与を受けようとする者に対して特別支援学校及び社会福祉施設で7日間の介護等体験を実施することが義務付けられている。教職を志望する学生が、実際に障害児・者と直接関わり、学ぶ貴重な機会となっている。だが、社会福祉施設には、障害児・者施設だけではなく、高齢者施設も含まれており、必ずしも障害児・者と関わり体験をするわけではない。また特別支援学校は必須だが、2日間という短期であり、「触れる」という段階で終わってしまい、児童生徒理解や支援の在り方を実践的に学ぶ機会としては機能しづらい。そもそも介護等体験の趣旨は、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることであり、障害理解や支援方法を学ぶ実習とは異なる性格をもつ。その他の教職課程の科目は、基本的に講義を中心とした授業であり、実践的な学びの機会は乏しいのが現状である。

枝元・峯村・渡邊ら(2018)は、教育実習における特別な配慮を有する児童生徒との関わり体験を調査したところ、小学校では80%、中学校では58%が「教育実習中に何等かの関わりがあった」と回答している。また関わりにおいて困ったことについて

は、適切な指導方法がわからなかったことや関わりがうまくいかなかった体験が挙げられた。また特別な配慮を必要とする児童生徒に対する関わりについては、教育実習では十分に指導されなかったことも報告された。通常の学級における特別支援教育の充実を図り、インクルーシブ教育システムの構築を促進する為には、教員養成の段階から計画的に知識と経験を積み重ねていくことが必要である。

このような中、一部の大学では、大学独自のカリキュラムとして、施設見学や実習等の多様な形で、障害児・者と実際に関わり学ぶ機会が設けられている。例えば大隅(2015)は、大学附属施設における障害児臨床実習における学生の学びを報告している。本研究では、小学校教諭1種免許状の教職課程を有する大学における障害児臨床に関する教育プログラムの実態を把握し、今後の本学におけるカリキュラム検討の資料とすることを目的に調査を行った。

## 2. 実態調査の方法

### (1) 対象

関東近郊(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)の私立大学で、小学校教諭1種免許状が取得できる教職課程を有する大学51大学59学科を調査対象とした。

### (2) 調査期間

2017年12月～2018年2月

### (3) 手続き

各大学のホームページで公開されている資料(カリキュラムマップやシラバス等)を閲覧し、「実習」「インターンシップ」「ボランティア」「体験」「見学」「参観」「臨床」等のキーワードに該当する科目(正課)及び単位認定されない正課外のプログラムを抽出し、障害児・者と関わり学ぶものを整理した。ただし教育職員免許法で定められている教育実習等、免許・資格のために開講されている科目は除外した。筆者を含む2名が、各自で閲覧し、整理した上で調査結果を照合した。齟齬があった場合は、改めて2名で閲覧し、確認した。

## 3. 実態調査の結果

正課の授業内で実施していた大学は、6大学6学科(全体の約11.8%)であった。全部で13科目が

実施されていた（A 大学1科目、B 大学5科目、C 大学1科目、D 大学1科目、E 大学4科目、F 大学1科目）。なお開講時期（前期、後期）及び学年で科目名が異なるものは、同様の内容でも別カウントした。

授業内容をもとに分類したところ、学外施設（障害児が在籍する通常の学級や特別支援学校）の見学・参観を主としたプログラムは2科目（2大学）、学外施設（障害児が在籍する通常の学級や特別支援学校や障害児・者施設）へ長期に渡り継続的にインターンシップ及びボランティアを行うプログラムは5科目（3大学）、学外施設（特別支援学校や障害児・者施設）へ短期集中でインターンシップ及びボランティアを行うプログラムは1科目（1大学）、学内の施設で臨床実習を行うプログラムは4科目（1大学）、授業の一環として、大学祭でのイベント企画・運営を通して障害児・者と関わるプログラムが1科目（1大学）であった（図1）。

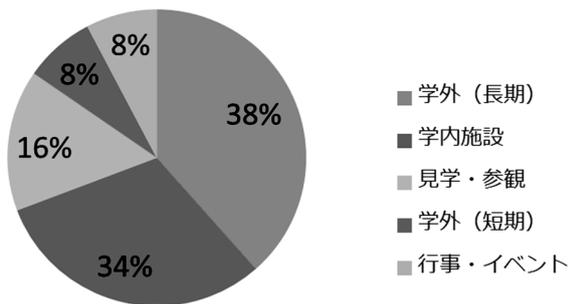


図1 授業内容の内訳

さらに各科目の配当学年を調査したところ、1年生は3科目、2年生は5科目、3年生は3科目、4年生は2科目であった（図2）。

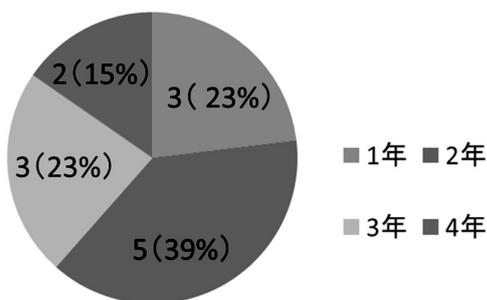


図2 配当学年の内訳

正課外では、5つの大学において、大学附属施設が実施している子育て支援や教育相談の活動において、学生がボランティアやインターンシップという形で参加していることが確認できた。なおこの内、1大学は、正課内でも、障害児臨床に関する授業が実施されていた大学であった。その他、学部や学科主催の行事・イベントとして、地域の障害児・者との交流の機会を設けている大学や研究室の活動で、障害児臨床の取組をしている事例も確認できた。

51大学中34大学では、障害児臨床と関わる心理カウンセリングや発達支援に関する附属施設を有していた。中には、学部や学科の専門性に応じて複数の施設を有している大学もあった。心理学専攻の大学院生の臨床の場として活用している大学が大半だったが、上述したように5大学では、学部生も活用している事例が見られた。

#### 4. インタビュー調査の目的と方法

障害児臨床に関する授業や活動の具体的な内容を把握することを目的として、実践校を対象にインタビュー調査を行った。

##### (1) 対象

千葉県と東京都にある私立大学2校で、障害児臨床に関する授業や取組を担当している者2名を対象とした。電話及びメールにて趣旨を説明し、依頼状を送付したところ、調査への同意が得られた大学を対象とした。

##### (2) 調査期間

2018年2月～3月

##### (3) 手続き

1校は、実際に学生たちの臨床の様子を見学させていただきながら、説明を受けた。そのため、ICレコーダーでの記録を取ることができなかった。その場で、メモをして記録した。もう1校は、個別にインタビューを行い、同意の上でICレコーダーに記録した。

##### (4) 倫理的配慮

本研究は、目白大学における人及び動物を対象とする研究に係わる倫理審査委員会の承認を受けて実施した（承認番号17-029）。インタビュー協力者には、文書及び口頭にて説明を行い、同意書の提出をもって同意を確認した。

## 5. インタビュー調査の結果

### (1) 事例① X大学の場合

X大学では、福祉系学部の3,4年生の希望者を対象に、障害児臨床の実習を行っている。原則的には正課の授業とは異なる扱いで、正課外の自主的な活動である。ただしインターンシップに単位認定をするカリキュラムを使用して、単位認定することも可能である。

学生の募集に関しては、開始前年度末にオリエンテーションを開き、見学・説明会を行った後、希望者を対象に面接を行い、選抜をする。原則的には、3年次からスタートし、初級生、上級生とステップアップしていく。

大学附属施設を使用して、通年で実習を行っており、大学教員との兼任を含むセンター所員4名で指導にあたっている。インタビュー当時、3,4年生合わせて約40名が参加しているということであった。初級生(主として3年生)、上級生(主として4年生)、心理士資格をもつ所員の3人でチーム編成をしており、約20チームあった。

実習の内容は、週1,2回の実際の療育場面での臨床実習と週1回のカンファレンス(講義含む)で構成されている。初級生と上級生で内容が異なっており、表1に示すように、初級生の場合は、参与観察と陪席が中心で、上級生になると陪席に加え、個別学習課題の指導を担当するようになる。初級生は、週1回なのに対して、上級生は週2回となっている。カンファレンスは、全体カンファレンスの他、初級生・上級生別のカンファレンスがある。

その他、年2回の集中カンファレンスやクリスマス会や卒園式等の季節の行事を行っている。

### (2) X大学の成果と課題

成果としては、「記録の取り方や関わり方の能力アップ」「保護者とコミュニケーションを取る力」の2点が挙げられた。

課題としては、「正規の時間外での活動が必要(学生の負担)」「チームでの日程調整」「教員の負担」「施設・設備の充実」の4点が挙げられた。

表1 実習の流れ(X大学)

	A曜日	B曜日	C曜日
所員	個別学習課題の実施	集団療法の実施	
上級生	陪席	子どものサポート及び観察	全体カンファレンス
初級生	—	参与観察	
所員		学生への指導	上級生カンファレンス/初級生カンファレンス
上級生		個別学習課題の実施	上級生カンファレンス
初級生		陪席、一部の指導	初級生カンファレンス

インタビュー結果に基づき大隅(2015)を参考に作成

### (3) 事例② Y大学の場合

Y大学では、心理系学部の3,4年生を対象に、正課の授業として、障害児臨床の実習を行っている。インタビュー当時、履修対象者は、障害系のゼミの履修者及び事前に履修を許可された者とされていたが、現在は、特別支援コース選択者が履修できることになっている。

科目は、春・秋に開講されているが、原則的に通年で履修することになっている。3年次に履修した場合、4年次の履修は必修ではないが、継続して履修することが望ましいとされている。実際には、就職活動や教員採用試験のため、4年次の履修者は減るということであった。

大学附属施設を使用して実習を行っており、学生7~10名程度でグループ編成をしており、適宜、指導教官が指導を行う。各学年に授業担当者が1名ずつおり、その他センター所属のTAや卒業生のTAなど、複数体制で指導をしている。インタビュー当時は、7グループで活動をしていた。

「障害のある子どもの心理支援・教育支援の方法と課題、支援者としての適切な態度を実践的に学ぶ。」ことを目標とし、毎週、2限続きで授業を行っている。表2で示すように、隔週で支援セッションの計画と実際に障害児と関わる支援セッションを交互に行っている。計画を主とする週では、1コマ目に前回の振り返りと計画立案を行い、2コマ目に次週のための準備を行う。支援セッションを主とする週では、1コマ目に支援セッションの準備を行い、2コマ目に支援セッションと片づけ・振り返りを行う。

その他、年3回の報告会、クリスマス会などの季

節の行事を行っている。

表2 実習の流れ (Y大学)

	1週目	2週目
1限	振り返り・セッション計画	セッション準備
2限	セッション計画・準備	セッション・振り返り

(4) Y大学の成果と課題

成果としては、「子どもと関わる仕事に求められる倫理的態度や臨床技能の獲得」「チームで支え合う姿勢」の2点が挙げられた。

課題としては、「協力者の確保と日程調整」「正規の時間外での活動が必要」「教育実習や教採との兼ね合い」「経験を積んだ上級生の不足」「施設・設備の充実」「時間の確保」「協力者に十分還元できているか」の7点が挙げられた。

6. 考察

今回の調査からは、正課の授業内で、障害児臨床の機会を設けている大学は、全体の約11.8% (51大学中、6大学) であり、あまり実施されていない実態が見えてきた。配当学年は、それぞれの学年に見られ、特定の学年への偏りは見られなかった。さらに授業内容別で検討すると、見学や参観といった観察を中心としたものは、全体の15.4% (2科目) であり、ボランティアや実習等の直接的接触経験を中心としたものは、84.6% (11科目) であった。

渡邊ら (2016) は、特別支援学校などでの実習やボランティア、インターンシップの経験が障害理解を深める可能性を指摘している。観察という間接的接触経験よりも、実際に関わり合いながら学ぶ直接的接触経験の方が効果的であることが指摘されている。このように直接的接触経験の有効性は認められているが、学外施設を活用する場合は、受け入れ先の理解と協力が必要であり、実現するためには困難な点も多いと言える。今回の調査では、学外施設を活用したプログラムは8科目 (6大学) あったが、学外施設だけでなく学内施設を活用したプログラムも5科目 (2大学) あった。

またシラバスやカリキュラムには規定されていないが、学内施設を活用したボランティアや行事等で障害児と関わり合う機会は複数の大学で実施されていることが明らかとなった。多くの大学では、心

理や発達に関する附属施設を有しており、こうした施設の有効活用が期待される。臨床心理士や公認心理師養成を目的とした大学院生を対象とした実習は一般的になされているが、学部生を対象とした実習はあまりなされていないのが実態である。

そこで実際に附属施設で実施されている取組をインタビュー調査で聞き取ったところ、大隅 (2015) でも報告されたように子どもとの関わり方や臨床技能といった臨床特有の実践的な学びが成果として挙げられた。しかし、こうした臨床経験は、教育実習や学校インターンシップ、ボランティア等でも得られる可能性があるものである。それらとの違いについては、今後の検討課題である。一般に、学外施設で行われる実習やインターンシップでは、大学の指導者は、日々の実習の様子を把握することは難しい。日誌や現地指導という形で、学生の学びを把握し、指導することはあるが、関与の度合いは低いと言える。一方、附属施設での臨床実習は、指導者が学生の様子を観察しながら、指導できるため、より丁寧な指導が可能になるのではないかと考える。また講義形式の授業とも関連を図った指導が可能になると考えられる。今後は、両大学において実施されているカンファレンスや振り返りにおける学生と指導者のやり取りなどを詳細に分析することで、その成果を明らかにしていきたいと考える。

その他、今回の調査では、実施に関する課題も多数、報告された。共通して挙げたことは、学びを充実させるためには、時間がかかること、それに伴い、学生と教員に負担がかかること、実施するための施設・設備の充実などであり、実施を推進していく上では、まだ解決すべき課題が残されていると言える。こうした課題への対応についても、検討していく必要がある。

今回は、大学附属施設を活用した2つの大学での事例をもとに実態を示したが、まだまだ多様な取組をしている大学はあり、今後は、さらに複数の事例を集め、より詳細な実態について把握をしていきたいと考える。また正課内、正課外を含めて、多様な教育プログラムが展開されていることがわかったため、それぞれの成果と課題を明らかにし、学生の学びに有効なプログラム提供の在り方についても、検討を深めていきたいと考える。

## 付 記

本研究は、平成29年度目白大学佐藤弘毅記念教育研究の助成を受けたものです。

## 参考文献

枝元香菜子・峯村恒平・渡邊はるか・藤谷哲・山本礼二(2018)「教育実習における課題-特別な配慮を必要とする児童生徒の関わりに着目して-」『日本学校教育学会第33回大会発表要旨集録』, pp.60-61.

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2012)「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」.

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/\\_icsFiles/afielddfile/2012/12/10/1328729\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afielddfile/2012/12/10/1328729_01.pdf) (2019年10月30日閲覧).

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2019)「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議(第1回)会議資料3-1」.

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afielddfile/2019/03/06/1414032\\_09.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afielddfile/2019/03/06/1414032_09.pdf) (2019年10月30

日閲覧).

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会(2017)「教職課程コアカリキュラム」.

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afielddfile/2017/11/27/1398442\\_1\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afielddfile/2017/11/27/1398442_1_3.pdf) (2019年10月31日閲覧).

大隅小夜子(2015)「障害児臨床実習における学生の学びに関する調査」, 『発達臨床研究』, 33, pp.31-40.

渡邊照美・青山芳文・稲富まどか(2016)「障害児・者との接触経験の時期および内容と障害児・者に対する態度との関連について」, 『教職支援センター紀要』, 7, PP.11-28.

参照法令等(2019年10月時点)

学校教育法(昭和22年法律第26号).

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第41号).

障害者の権利に関する条約(2014年1月20日公布) 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(介護等体験特例法)(平成9年法律第90号).

(受付日:2019年10月28日、受理日2020年1月14日)